

郵送による国民健康保険加入届のしかた

退職等により職場の健康保険の資格を喪失した場合、国民健康保険の資格取得届は郵送でも受け付けております。

書類の不備や不足により受付できない場合は、書類をお返しすることがあります。

マイナンバーの実施に伴い国民健康保険の届出の際、本人確認が厳格となりました。

郵送による本人確認にも「身元確認」と「番号確認」が必要です。

新しい国民健康保険証は不備や不足等がなければ、届出後、1週間から10日程度で世帯主の方あてに簡易書留にて郵送いたします。

- ① **健康保険組合又は勤務先等の健康保険資格喪失証明書のコピー**
(加入者全員が記載されているもの)

- ② **国民健康保険異動届出書**
HPでダウンロードしたものか、窓口で配布しているものをご利用ください。

健康保険資格喪失証明書 (コピー)
大田 太郎 大田 花子
ただし、**組合印、社判等**が押印されているものに限りません。

氏名	生	年	月	日	性別	続	職	業	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無
1	大田	太郎			男	無	無職	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無
2	大田	花子			女	無	無職	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無

健康保険資格喪失証明書のコピーを併せて、
①届出人の本人確認書類のコピー、
②世帯主および加入する方全員の個人番号確認書類(個人番号カードや通知カード)のコピーをお送りください。

- ③ **届出人の身元確認書類のコピー**
(有効期間内のものに限りません)

- ④ **世帯主と加入者のマイナンバー確認書類のコピー**

マイナンバーカード
(個人番号カード)

運転免許証

マイナンバーカード
(個人番号カード)

個人番号
通知カード(※)

パスポート

在留カード

住民票の写し または
住民票記載事項証明書
(マイナンバー付き)

※通知カードは氏名、住所等が
住民票と一致している場合のみ
これらのいずれか一点

等から一点

※顔写真付きの公的証明書がない場合は、
次のいずれか二点
健康保険証、**年金手帳**、**介護保険証**、
各種医療受給者証 等

以上①～④を下記の宛先にお送りください。

個人情報を含む書類のため、特定記録郵便または簡易書留での郵送をお勧めします。

〒144-8621

大田区蒲田5-13-14

大田区役所

国保年金課 国保資格係 行

※なお、国民年金の取得手続きは別途お手続きが必要ですので、
詳しくは国民年金係(03-5744-1214)へお問い合わせください。